

「施策」総括票

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全	
施策	③水質汚濁、土壌汚染、大気汚染等対策		16頁
対応する 主な課題	<p>○水質汚濁及び大気汚染については、一部環境基準を達成できていない状況にあるほか、近年、大陸からの大気汚染物質の移流など本県だけでは対応できない事例が発生しており、必要な対策が求められている。</p> <p>○土壌汚染については、土壌汚染判明時において、土地周辺の地下水脈および地質構造が不明な場合が多いことから、影響範囲の特定が困難な状況である。</p> <p>○騒音・振動・悪臭対策業務については、住民生活に身近な感覚公害であることから、主体となる市町村と連携を図りながら取り組む必要がある。</p>		
関係部等	環境生活部、農林水産部、土木建築部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度				
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要
○水質保全に関する監視活動、普及啓発等				
1	水質関係事業所等監視指導事業	1,272	順調	<p>○水質汚濁の未然防止を図るため、120事業所に立入検査を行い、73件の施設改善指導等を行った。(1)</p> <p>○水質汚濁の未然防止を図るため、河川及び海域の常時監視、地下水の概況調査・継続調査を行った。(2)</p> <p>○石油貯蔵施設から発生する公害を監視するため、衛生環境研究所及び施設が立地する地域の保健所(中部・南部)において、監視・測定に必要な機器の整備を行った。(3)</p>
2	水質保全対策事業	18,228	順調	
3	水質測定機器整備事業	10,626	順調	
4	水質環境保全啓発推進事業	1,312	順調	
5	浄化槽管理対策事業	2,872	順調	

様式2(施策)

○汚水処理対策				
6	下水道事業	9,683,256	やや遅れ	○流域下水道及び公共下水道において、汚水量増加に伴う水処理施設及び汚泥処理施設の整備、老朽化施設の改築・更新を行ったが、平成24年度より市町村の污水管に係る事業が沖縄振興公共投資交付金(ハード交付金)の対象となり、当初予算に計上されなかった事業があり、9月補正で対応したため整備が遅れた。(6)
7	浄化槽設置整備事業	998	大幅遅れ	○市町村が実施する住民への浄化槽設置費用に対する補助を実施したが、補助件数は計画値25基に対し10基にとどまったため、大幅遅れとなった。(7)
8	農業集落排水事業	2,255,624	順調	○農業集落における7市町村(10地区)において、汚水処理施設の整備を行った。(8)
9	沖縄型畜産排水対策モデル事業	30,574	順調	○土壌汚染対策法に基づく届出等管理台帳の整備によって、届出等対応の際の類似事案検索等が可能となった。また、届出に基づく事業者への監視指導を行った。(10)
○土壌汚染に関する事業者への指導強化				
10	土壌汚染対策推進事業	1,272	順調	○県内10局の大気測定局で大気環境の常時監視を行い、地域における大気汚染状況等を把握した。また、石垣測定局に大気測定機器の整備を行った。(11)
○大気環境の常時監視				
11	大気汚染物質常時測定調査費 大気汚染物質測定機器整備事業費	10,688	順調	○有害大気汚染物質及びダイオキシン類21物質のモニタリング調査を行った。(12)
12	有害大気汚染物質対策費	6,257	順調	

様式2(施策)

○事業者の監視・指導の強化					
13	大気汚染物質常時測定調査費 大気汚染物測定機器整備事業費	27,939	順調	○大気汚染防止法、沖縄県生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設等の届出書の審査、届出に基づく事業者の監視指導を行った。(13)	
○騒音・振動防止対策					
14	騒音振動対策事業	4,798	順調	○民間飛行場周辺における航空機騒音や幹線道路に面する地域における自転車交通騒音の監視を実施した。(14)	
○悪臭防止対策					
15	悪臭防止対策事業	413	順調	○各種事業所及び家畜飼育場等から発生する悪臭公害を防止するため、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等に係る実態調査や悪臭苦情調査等を実施した。(15)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

1	成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	大気環境基準の達成率		90% (22年)	91% (24年)	100%	1ポイント	85% (22年)
状況説明	光化学オキシダントを除く5項目については、前年度に引き続き環境基準を達成した(光化学オキシダントは石垣局のみ環境基準を達成)。なお、光化学オキシダントの基準値超過は、中国大陸からの原因物質の移流による影響が一因と考えられている。有害大気汚染物質及びダイオキシン類については、環境基準を達成した。						
2	成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	河川水質環境基準の達成率		97% (22年度)	100% (24年度)	100%	3ポイント	93% (23年度)
状況説明	河川については、全36水域中4～5水域で環境基準を達成できなかったために、達成率は86%～89%を推移していたが、平成20年度から上昇傾向となり、平成23年度に初めて100%を達成し、平成24年度も100%を達成した。平成28年度の目標値100%を達成できるように常時監視を行い、異常値の把握及び必要な対応に努める。						

様式2(施策)

3	成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	海域水質環境基準の達成率		92% (22年度)	100% (24年度)	100%	8ポイント	78% (23年度)
	状況説明	海域については、全12水域中1水域について環境基準を達成できない年度が続いたが、平成23年度及び平成24年度と2年連続で100%を達成した。平成28年度の目標値100%を達成できるように常時監視を行い、異常値の把握及び必要な対応に努める。					

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
那覇空港周辺における航空機騒音の環境基準達成率	50% (21年度)	75% (22年度)	—	↗	76% (20年度)
沖縄県の自動車騒音面的評価による環境基準達成率	95.3% (23年度)	93.4% (24年度)	—	→	91.8% (23年度)
大気環境基準の達成率	90% (16年)	90% (21年)	90% (23年)	→	85% (22年)
臭気指数を導入している町村数	13町村 (18年度)	15町村 (24年度)	—	↗	—
浄化槽設置者講習会受講者数	1500人 (22年)	1527人 (23年)	1534人 (24年)	→	—
合併処理浄化槽設置費用補助基数	6基 (23年)	10基 (24年)	—	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質保全対策事業については、環境基準の達成状況を勘案し、更に上位の類型への見直しを行い、より良い水質を目指していくことが必要である。
- ・河川の水質を継続して保全するためには、第2次沖縄県環境基本計画に基づき、環境教育を継続して実施していく必要がある。

○汚水処理対策

- ・一部の浄化センターやポンプ場(那覇浄化センター、越来ポンプ場等)では敷地が狭隘なため、施設の重要度や更新時期を考慮した施設整備を検討しなければならない。
- ・平成24年度から市町村事業の一部が沖縄振興公共投資交付金(ハード交付金)の対象となったことで、県予算に計上し、市町村に間接交付する事務手続きが新たに必要となったため、手続きに時間を要した。
- ・財政的に脆弱な過疎地域や離島等の中小町村では、下水道事業に充てられる人員・予算が限られているため、下水道整備費の大幅増が難しく施設整備が進まない状況にあることから、事業計画の見直しの検討も必要である。
- ・市町村が行う住民への浄化槽設置費用助成への補助を行っているが、住民から市町村への費用助成申請件数が少ないため、市町村への補助金交付不用額が多く、大幅に計画を下回っている。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

- ・本県は土壌汚染対策法に基づく届出件数が他都道府県・政令市と比較しても非常に多い(全国2位:平成22年度実績)にもかかわらず、人員・予算等の問題により、適切な業務体制が構築されていない。

○大気環境の常時監視

- ・衛生環境研究所の移設計画があり、新たな場所に移設する場合、これまで継続してきたモニタリング調査によるデータの蓄積が途切れる可能性がある。

○事業者の監視・指導の強化

- ・石綿が使用されている建築物の解体工事が増加傾向にあり、これからピークを迎えると予想されており、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出の件数の増加が見込まれる。
- ・環境省は、解体等工事の事前調査の結果等の説明や解体工事における報告及び立入対象の拡大について法改正することを予定しており、国の動向を注視する必要がある。

○騒音・振動防止対策

- ・那覇空港周辺の航空機騒音については、民間機や自衛隊機の運用状況が国際情勢、経済状況等の社会的要因によって変動するため、常時監視を継続していく必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

・畜舎排水に係る県民等からの苦情(臭い、河川の汚濁など)がある。

○汚水処理対策

・平成24年度から市町村事業の一部が沖縄振興公共投資交付金(ハード交付金)へと移行したのに続き、平成25年度からは社会資本整備総合交付金の一部事業が防災・安全交付金へと移行したことで、事業主体によっては3種類の交付金を活用した施設整備を行うことになるため、これまで以上に計画的な事業推進を図る必要がある。

○大気環境の常時監視

・大気汚染物質について越境による影響の場合、直接的な対策が難しい。

○悪臭防止対策

・悪臭の苦情件数は、県内の公害苦情の中でも最も件数が多く、日常生活に関係の深い問題であることから、公害監視の強化を図る必要がある。ただし、全域を規制するなどの行き過ぎた規制は、県内の畜産、園芸業界への打撃につながる恐れがある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質保全対策事業については、県の関係機関から類型の見直しとなる水域の利水状況予測資料を収集するとともに、汚濁負荷量調査等の調査設計を実施し、現在の類型から1つ上位の類型への見直しを行い、より良い水質を目指す。
- ・環境教育として、環境省において毎年度実施されている全国水生生物調査、こどもホタルレンジャー等の周知を行い、より多くの子どもたち(特に中学生以下)が当該事業に参加できるよう、市町村の環境保全担当課、教育委員会等の関係機関と連携していく。
- ・畜舎排水に係る県民からの苦情に関しては、県及び市町村関係機関と連携して苦情原因の調査及び原因者への指導等を行う。

○汚水処理対策

- ・施設の重要度や更新時期を考慮した下水道長寿命化計画に基づき施設の改築・更新を確実に実施することで、限られた時間及び予算の中で効果的な下水道整備を推進する。
- ・市町村(公共下水道)に対する交付金事務手続きを円滑に進めるため、申請書等の具体的な例の作成や申請に必要な添付書類のリストを作成する。
- ・流域下水道事業では、3種類の交付金を適切に執行するため、下水道建設事務所と定期的(2ヶ月に1回)に連絡会議を開催し、執行状況の把握、計画的な執行を行う。
- ・下水道整備の遅れている市町村に対しては、ヒアリング等で執行状況を確認するとともに、今後の予算措置や事業計画の見直しを含めたフォローアップを行う。
- ・浄化槽設置整備事業については、平成25年度までの事業となっているが、合併処理浄化槽の普及啓発による効果は直接的及び短絡的には現れにくいいため、平成26年度以降についても、他府県の取組等を参考にしながら、少なくとも本事業を継続するとともに、更に内容を充実させたものとして長期的な継続を検討していく。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

- ・業務量に応じた人員・予算確保に努めるとともに、国が実施する土壌環境研修等の受講機会の確保及び保健所担当職員に対する土壌汚染対策法事務処理・監視指導研修等の実施により、届出対応業務及び監視指導業務遂行能力向上を図る等、人材育成を行う。

○大気環境の常時監視

- ・衛生環境研究所が新たな場所に移転した場合、これまでの測定地点で継続的にモニタリングを行うのか、または新たな測定地点を選定し、測定地点の見直しを行うのか等について検討を行う。
- ・越境等の影響により高濃度の大气汚染があった場合、早急に注意報発令等を行えるよう継続して大気環境の監視を行う。

○事業者の監視・指導の強化

- ・石綿が使用されている建築物の解体工事等の際には、大気汚染防止法に基づく届出の提出及び石綿飛散防止対策の徹底を行うよう、事業者に対して、ホームページ等を利用し周知を図り、周辺環境への石綿飛散防止に努める。
- ・国の動向を注視し、法律の改正後は、沖縄県アスベスト対策連絡協議会を開催する等、関係部署・機関へ周知を行い、更なる石綿飛散防止体制の強化を目指す。

○騒音・振動防止対策

- ・航空機騒音や自動車騒音等については、引き続き常時監視を行い、環境基準の超過等が確認された場合には、発生源となる施設管理者等に対し発生源対策等を要請する。

○悪臭防止対策

- ・従来の特定悪臭物質規制だけでは規制が困難な複合臭や未規制物質に対し、実効性のある臭気指数規制を導入する地域の拡大をはかるため、説明会等を活用した普及活動や実態調査を行い、新規に臭気指数規制を導入した市町村に対するフォローアップ強化を行う。